

# 名古屋港管理組合公報

平成28年 4月 1日  
(金曜日)  
第 576 号

目次	頁
○職員自己啓発等休業に関する条例	1
○職員退職管理に関する条例	2
○名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	3
<b>規 則</b>	
○名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則	4
○職員退職管理に関する規則	6
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	12
○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	12
<b>告 示</b>	
○平成26年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	13
○平成26年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	14
○平成28年度名古屋港管理組合予算の要領	15
○平成27年度名古屋港管理組合補正予算の要領	22
○平成26年名古屋港管理組合告示第34号の一部改正	24
○平成18年名古屋港管理組合告示第21号の一部改正	24
○平成18年名古屋港管理組合告示第36号の一部改正	24
○港湾施設の使用再開	24
○港湾施設の廃止	25
○名古屋港ポートビル施設の供用再開	25
<b>訓 令</b>	
○課の組織の分掌事務規程等の一部改正	26
○名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正	29

## 条 例

職員自己啓発等休業に関する条例を公布する。  
平成二十八年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 名古屋港管理組合条例第四号

職員自己啓発等休業に関する条例  
(趣旨)

**第一条** この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の五第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

**第二条** 任命権者は、職員（法第二十六条の五第一項に規定する職員のうち、管理者が定める者に限る。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、自己啓発等休業をすることを承認することができる。

2 前項の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の法第二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修（以下「大学等課程の履修」という。）又は同項に規定する国際貢献活動（以下「国際貢献活動」という。）の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間)

**第三条** 法第二十六条の五第一項に規定する条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として管理者が定める場合は、三年）、国際貢献活動のための休業にあつては三年を超えない範囲内の期間とする。

(大学等教育施設)

**第四条** 法第二十六条の五第一項に規定する条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。）
- 二 学校教育法第百四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- 三 前二号に掲げるものに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

(奉仕活動)

**第五条** 法第二十六条の五第一項に規定する条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

一 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第四号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下同じ。）

一 前号に掲げるもののほか、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして管理者が定めるもの

（自己啓発等休業の期間の延長）

**第六条** 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第三条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第四条第二項の規定により人事院規則で定める特別の事情を基準として管理者が定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条第一項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

**第七条** 法第二十六条の五第五項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

二 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

三 前二号に掲げるもののほか、管理者が定める事由に該当すること。

（委任）

**第八条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

職員 の 退職管理に関する条例を公布する。  
平成二十八年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

**名古屋港管理組合条例第五号**

職員 の 退職管理に関する条例

（趣旨）

**第一条** この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項及び第三十八条の六の規定に基づき、職員 の 退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

**第二条** 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者（同条第一項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第八項に規定する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関をいう。）若しくは議会事務局の職員（法第三十八条の二第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）又はこれらに類する者として規則で定めるものに対し、同項に規定する契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（届出）

**第三条** 管理又は監督の地位にある職員 の 職として規則で定めるものに就いている職員であつた者（法第三十八条の二第一項に規定する退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き同項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後二年間、法第三十八条第一項に規定する営利企業（以下「営利企業」という。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇入れられる者となつた場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。当該地位に変更があつた場合も同様とする。

（報告及び公表）

**第四条** 任命権者は、毎年七月末までに、前条の規定による届出を受けた事項について、管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、毎年八月末までに、当該報告を取りまとめ、規則で定める事項を公表しなければならない。

3 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（委任）

**第五条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第三条の規定は、施行日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）若しくは営利企業の地位に就いた場合又は当該地位に変更があつた場合について適用する。

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十八年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

#### 名古屋港管理組合条例第六号

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和四十一年名古屋港管理組合条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「平成三十年度」を「平成三十七年度」に改め、同項の表中「約一、一〇〇万平方メートル」を「約一、一七万平方メートル」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 規 則

名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十八年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

## 名古屋港管理組合規則第三号

名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則  
(名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部改正)

**第一条** 名古屋港管理組合事務部局組織規則(平成八年名古屋港管理組合規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五組織」を「四組織」に、「環境担当  
事業担当」を「環境担当」に改める。

第二条第三号中「事業担当」を「建設部事業推進課」に改め、同条第八号中「環境担当及び事業担当」を「及び環境  
担当」に改める。

第六条を次のように改める。

### 第六条 削除

第七条の見出し中「分課等」を「分課」に改め、同条中「五課及び一組織」を「六課」に、「危機管理室」を「危機管  
理課」に改める。

第八条第二十四号中「建設部総合開発室」を「建設部総合開発課」に改め、同条第二十八号中「及び危機管理室」を削  
る。

第八条の二の見出し中「危機管理室」を「危機管理課」に改め、同条各号列記以外の部分中「危機管理室」を「危機管  
理課」に改め、同条第六号を削り、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条  
第十一号から第十三号までを削る。

第十八条の見出し中「分課等」を「分課」に改め、同条中「三課及び一組織」を「五課」に、「管理課  
総合開発室」を「管理  
事業  
総合  
課  
推進課」に改める。  
開発課

第十九条第十一号中「及び総合開発室」を削る。

第二十条を次のように改める。

(事業推進課の事務)

**第二十条** 事業推進課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 名古屋港の開港整備に係る実施計画に関すること。
- 二 海岸保全施設の整備に係る実施計画に関すること。
- 三 埋立地の造成に係る実施計画に関すること。
- 四 公有水面の埋立免許の取得に関すること。

第二十一条の見出し中「総合開発室」を「総合開発課」に改め、同条各号列記以外の部分中「総合開発室」を「総合開  
発課」に改め、同条第六号を削る。

第二十二条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とし、同条に次の一号を加える。

九 港湾施設等の維持管理に係る計画に関すること。

第二十八条第二項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 港営課 関連事業室

第二十八条第二項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 総務課 広報・にぎわい振興室

第二十八条第二項に次の一号を加える。

六 技術管理課 維持管理推進室

第二十九条第二項中「企画調整室企画担当統計センター所長」の下に「総務部総務課に総務部総務課広報・にぎわい  
振興室長」を、「総務部行政管理課情報システム室長」の下に「港営部港営課に港営部港営課関連事業室長」を、「建設  
部技術管理課検査室長」の下に「及び建設部技術管理課維持管理推進室長」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条  
第三項中「総務部危機管理室(以下この項において「危機管理室」という。)及び建設部総合開発室(以下この項にお  
いて「総合開発室」という。)に担当課長及び「(危機管理室及び総合開発室を含む。)」を削り、同項を同条第四項とし、  
同条第二項の次に次の一項を加える。

3 総務部に総務部危機管理監を置く。

(名古屋港管理組合公印規則の一部改正)

**第二条** 名古屋港管理組合公印規則(昭和三十六年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表中	理事印	れい書	方23	名古屋港 管理組合 (何)部(室)理事印	一般文書用	せ
-----	-----	-----	-----	----------------------------	-------	---

理事印	れい書	方23	名古屋港 管理組合 (何)部(室)理事印	一般文書用	に改める。
総務部危機管理監 印	れい書	方23	名古屋港 管理組合 総務部危機 管理監印	一般文書用	

(名古屋港管理組合財務規則の一部改正)

**第三条** 名古屋港管理組合財務規則(昭和三十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同規則第七条に規定する総務部危機管理室及び同規則第十八条に規定する建設部総合開発室」を削り、同条第二項中「または」を「又は」に改める。

第四十七条の二第一項中「総務部危機管理室担当課長(防災・危機管理担当)及び建設部総合開発室担当課長(再開発担当)」を削る。

様式第二十四号の二から様式第二十四号の四までの様式中「名古屋港管理組合港営部港営課関連事業担当」を「名古屋港管理組合港営部港営課関連事業室」に改める。

(管理職手当規則の一部改正)

**第四条** 管理職手当規則(昭和三十九年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表管理者の事務部局の項中「担当部長」を「総務部危機管理監、担当部長」に改める。

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

**第五条** 職員の職の設置に関する規則(昭和四十二年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び別表第二」を「から別表第二の二まで」に改める。

別表第二企画調整室企画担当統計センター所長の項の次に次のように加える。

総務部総務課広報・にぎわい振興室長	上司の命を受け、総務部総務課広報・にぎわい振興室の事務を処理する。
-------------------	-----------------------------------

別表第二総務部行政管理課情報システム室長の項の次に次のように加える。

港営部港営課関連事業室長	上司の命を受け、港営部港営課関連事業室の事務を処理する。
--------------	------------------------------

別表第二建設部技術管理課検査室長の項の次に次のように加える。

建設部技術管理課維持管理推進室長	上司の命を受け、建設部技術管理課維持管理推進室の事務を処理する。
------------------	----------------------------------

別表第二の次に次の一表を加える。

**別表第二の一 (第二条関係)**

職	職 務
総務部危機管理監	管理者の命を受け、危機管理に関する事務を総括し、及び管理者が命ずる事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

別表第四理事の項中「又は室全般に係る」を「及び室の」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際第三条の規定による改正前の名古屋港管理組合財務規則の規定に基づいて作成されている様式第二十四号の二から様式第二十四号の四までの用紙については、同条の規定による改正後の名古屋港管理組合財務規則(以下「改正後の財務規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、改正後の財務規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

職員の退職管理に関する規則を公布する。

平成二十八年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

**名古屋港管理組合規則第四号**

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第三十八条の二第一項から第六項まで及び第六十条第四号から第七号まで並びに職員の退職管理に関する条例(平成二十八年名古屋港管理組合条例第五号。以下「条例」という。)第二条、第三条、第四条第二項及び第五条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

**第二条** 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している執行機関の組織(条例第二条に規定する執行機関の組織をいう。)又は議会事務局(以下「執行機関の組織等」という。)の職員(法第三十八条の二第一項に規定する職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する職員とする。

(子法人)

**第三条** 法第三十八条の二第一項の国家公務員法(昭和三十二年法律第百二十号)第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等(法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

**第四条** 法第三十八条の二第二項の規則で定める法人は、地方独立行政法人(同項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)のほか、職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号。以下「退職手当条例」という。)第八条第一項に規定する特別法人とする。

(退職手当通算予定職員)

**第五条** 法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職した場合に退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

**第六条** 法第三十八条の二第四項の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- 一 職員の職の設置に関する規則(昭和四十二年名古屋港管理組合規則第一号。以下「職の設置規則」という。)別表第一に掲げる部長及び室長、職の設置規則別表第二の二に掲げる総務部危機管理監並びに職の設置規則別表第三に掲げる担当部長
- 二 名古屋港管理組合議事事務局に関する規程(昭和三十七年四月一日。以下「議事事務局規程」という。)第三条第一項に規定する事務局長
- 三 名古屋港管理組合監査委員事務局規程(昭和四十六年監査委員規程第一号。以下「監査委員事務局規程」という。)第四条に規定する事務局長

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

**第七条** 法第三十八条の二第四項の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している執行機関の組織等の職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

**第八条** 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している執行機関の組織等の職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

**第九条** 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、次に掲げる法人が行う業務とする。

- 一 地方独立行政法人
- 二 地方自治法第二百二十一条第三項の法人(予算の執行に関する管理者の調査等の対象となるものに限る。)(第四号に掲げるものを除く。)
- 三 退職手当条例第八条第一項に規定する特別法人
- 四 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年名古屋港管理組合規則第一号)第二条及び第五条に掲げる法人

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

**第十条** 法第三十八条の二第六項第二号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと判断するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

**第十一条** 法第三十八条の二第六項第六号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他執行機関の組織等の職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

**第十二条** 法第三十八条の二第六項第六号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した再就職者による依頼等の承認申請書(様式第一号)を任命権者に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職名
- 四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- 五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- 六 離職前五年間(再就職者が第六条又は次条で定める職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
- 七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職名及びその職務内容
- 八 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(法第三十八条の二第一項に規定する契約等事務をいう。)
- 九 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の内容
- 十 その他参考となるべき事項

(部長又は課長に相当する職)

**第十三条** 条例第二条の法第三十八条の二第八項に規定する国家行政組織法(昭和三十二年法律第二百十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- 一 職の設置規則別表第一に掲げる次長、課長及び事務所長、職の設置規則別表第三に掲げる担当課長並びに職の設置規則

則別表第四に掲げる理事及び参事

一 議会事務局規程第三条第四項の表に掲げる次長及び課長並びに同条第五項の表に掲げる担当課長

二 監査委員事務局規程第六条の表に掲げる課長

(部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の職員に類する者)

**第十四条** 条例第二条の法第三十八条の二第八項に規定する国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた執行機関の組織又は議会事務局の職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している執行機関の組織等の職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く)に属する職員とする。

(離職前五五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

**第十五条** 法第六十条第四号の離職前五五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第二条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

**第十六条** 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて規則で定めるものは、第六条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

**第十七条** 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第七条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

**第十八条** 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第八条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

**第十九条** 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第十二条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

**第二十条** 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第十四条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

**第二十一条** 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、第六条及び第十二条で定める職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

**第二十二条** 条例第三条前段の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となつた場合
  - 一 法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合
  - 二 営利企業(法第三十八条第一項に規定する営利企業をいう。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(前二号に掲げる場合を除く。)であつて、当該地位に就いた日から起算して一年間につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第三項第一号括弧書きに規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得る場合
- 二 前項第三号の規定は、条例第三条後段の規定による届出について準用する。この場合において、同号中「就いた場合(前二号に掲げる場合を除く。)」とあるのは「変更があつた場合」と、「就いた日」とあるのは「変更があつた日」と読み替へるものとする。

(任命権者への再就職の届出)

**第二十三条** 条例第三条の規定による届出をしようとする者は、次項に掲げる事項を記載した再就職状況(変更)届出書(様式第二号)を離職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者に届出をしなければならない。

二 条例第三条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 離職時の職名
- 三 離職日
- 四 再就職日又は変更日
- 五 再就職先の名称
- 六 再就職先の業務内容
- 七 再就職先における地位

(管理者による公表)

**第二十四条** 条例第四条第二項の規則で定める事項は、前条第二項各号に掲げる事項とする。

二 条例第四条第三項に規定する「インターネットの利用その他の適切な方法」とは、次に掲げる方法とする。

- 一 インターネットの利用
- 二 名古屋港情報センターでの閲覧

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

## 再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

様

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。  
この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

## 1 申請者

フリガナ		生 年 月 日	年 月 日 生
氏 名	印	月 日	( 歳)
勤務先 営利 企業等の名称		役職等	
連絡先	電話番号	FAX番号	
勤務先 営利企業 等の業務内容			

## 2 離職時及び離職前の状況

離 職 日	年 月 日	離職時の所属・ 職名	
離 職 前 5 年 間 の 在 職 状 況 等		所属・職名	在職期間
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
		職務内容	

注 地方公務員法第38条の2第4項又は職員の退職管理に関する条例第2条に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

## 3 要求又は依頼する事項と勤務先営利企業等との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先営利企業等又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先営利企業等又はその子法人に対する処分（行政手続法第2条第2号）に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

注 該当する□の中にレ印を付けること。

## 4 要求又は依頼の対象となる職員

フリガナ		所属・職名	
氏名			
職務内容			

## 5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他執行機関の組織等の職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">職務の内容及び職務に係る職員の裁量の程度</div>

注 該当する□の中にレ印を付けること。

## 6 要求又は依頼の具体的内容

--

## 7 その他参考事項

--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2号（第23条関係）

## 再就職状況（変更）届出書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

電話番号

職員の退職管理に関する条例第3条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。  
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

届 出 事 由	<input type="checkbox"/> 再就職（再就職先の変更を含む。） <input type="checkbox"/> 再就職先における地位（役職等）の変更
フリガナ	
氏 名	
離職時の所属・職名	
離 職 日	年 月 日
再就職日又は変更日	年 月 日
再就職先の名称	
再就職先の業務内容	
再就職先における地位 （役職等）	

注 該当する□の中にレ印を付けること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

公益的法人等への職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

### 名古屋港管理組合規則第五号

公益的法人等への職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員のパ遣等に関する規則（平成十四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。  
第五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

### 名古屋港管理組合規則第六号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「満九歳」を「満十二歳」に改め、「までの」の下に「間にある」を加え、同条中第八号の五を第八号の六とし、同号の前に次の一号を加える。

八の五 小学校就学の始期に達する日から満九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の養育

第二条第一項第一号中「第八号の五」を「第八号の六」に改め、同項第四号中「満九歳」を「満十二歳」に改め、「までの」の下に「間にある」を加え、同項に次の一号を加える。

十 前条第八号の五の場合 正規の勤務時間の始め又は終わりに一日を通じて二時間以内でそれぞれ必要とされる時間

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 名古屋港管理組合告示第13号

平成28年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成26年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成28年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

## 平成26年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

歳 入		
第1款	分担金及び負担金	9,847,956,161円
第1項	負担金	9,847,956,161円
第2款	使用料及び手数料	6,719,811,542円
第1項	使用料	6,719,777,342円
第2項	手数料	34,200円
第3款	国庫支出金	1,247,029,643円
第1項	国庫負担金	1,247,029,643円
第4款	財産収入	6,107,223,301円
第1項	財産運用収入	6,089,563,378円
第2項	財産売払収入	17,659,923円
第5款	寄附金	16,410,000円
第1項	寄附金	16,410,000円
第6款	繰入金	483,140,757円
第1項	他会計繰入金	483,140,757円
第7款	繰越金	1,283,048,206円
第1項	繰越金	1,283,048,206円
第8款	諸収入	2,894,425,352円
第1項	延滞金、加算金及び過料	329,929円
第2項	預金利子	1,778,019円
第3項	受託事業収入	388,112,840円
第4項	貸付金元利収入	1,949,141,479円
第5項	特定施設整備収入	88,321,064円
第6項	雑入	466,742,021円
第9款	組合債	4,259,700,000円
第1項	組合債	4,259,700,000円
歳 入 合 計		32,858,744,962円
歳 出		
第1款	議会費	139,393,298円
第1項	議会費	139,393,298円
第2款	総務費	2,079,654,871円
第1項	総務管理費	2,018,063,786円
第2項	監査委員費	61,591,085円
第3款	企画調整費	1,034,560,698円
第1項	企画調整管理費	916,542,990円
第2項	調査費	118,017,708円
第4款	港営費	2,980,116,997円
第1項	港営管理費	1,386,018,525円
第2項	運営費	1,594,098,472円
第5款	建設費	11,165,009,636円
第1項	建設管理費	1,434,484,038円
第2項	整備費	9,730,525,598円
第6款	公債費	13,854,634,116円
第1項	公債費	13,854,634,116円
第7款	予備費	0円
第1項	予備費	0円
歳 出 合 計		31,253,369,616円

**名古屋港管理組合告示第14号**

平成28年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成26年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成28年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

**平成26年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算**

		歳	入		
第1款	水族館振興基金収入		404,612,232円		
第1項	財産収入		429,947円		
第2項	寄附金		0円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		327,206,489円		
第5項	繰入金		76,975,796円		
第2款	海事文化振興基金収入		156,220,959円		
第1項	財産収入		117,156円		
第2項	寄附金		0円		
第3項	繰越金		1,700,000円		
第4項	積戻金		137,326,948円		
第5項	繰入金		17,076,855円		
第3款	環境振興基金収入		45,165,425円		
第1項	財産収入		67,128円		
第2項	寄附金		77,200円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		18,607,320円		
第5項	繰入金		26,413,777円		
	歳 入	合	計		605,998,616円
		歳	出		
第1款	水族館振興基金		404,612,232円		
第1項	積立金		77,405,743円		
第2項	繰出金		327,206,489円		
第2款	海事文化振興基金		156,220,959円		
第1項	積立金		18,894,011円		
第2項	繰出金		137,326,948円		
第3款	環境振興基金		45,165,425円		
第1項	積立金		26,558,105円		
第2項	繰出金		18,607,320円		
	歳 出	合	計		605,998,616円

**名古屋港管理組合告示第15号**

平成28年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成28年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。  
平成28年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

**平成28年度名古屋港管理組合一般会計予算**

平成28年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,760,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9,423,274 <sup>千円</sup>
	1 負 担 金	9,423,274
2 使 用 料 及 び 手 数 料		5,507,989
	1 使 用 料	5,507,979
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		1,033,700
	1 国 庫 負 担 金	1,033,700
4 財 産 収 入		6,507,755
	1 財 産 運 用 収 入	6,245,833
	2 財 産 売 払 収 入	261,922
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		176,363
	1 他 会 計 繰 入 金	176,363
7 繰 越 金		400,000
	1 繰 越 金	400,000
8 諸 収 入		2,378,909
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	310
	2 預 金 利 子	67
	3 受 託 事 業 収 入	497,600
	4 貸 付 金 元 利 収 入	1,640,192
	5 特 定 施 設 整 備 収 入	16,924
	6 雑 入	223,816
9 組 合 債		3,332,000
	1 組 合 債	3,332,000
歳 入 合 計		28,760,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		154,954 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	154,954
2 総 務 費		2,413,600
	1 総 務 管 理 費	2,345,485
	2 監 査 委 員 費	68,115
3 企 画 調 整 費		864,957
	1 企 画 調 整 管 理 費	803,351
	2 調 査 費	61,606
4 港 営 費		2,528,687
	1 港 営 管 理 費	1,462,712
	2 運 営 費	1,065,975
5 建 設 費		11,408,802
	1 建 設 管 理 費	1,612,960
	2 整 備 費	9,795,842
6 公 債 費		11,359,000
	1 公 債 費	11,359,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		28,760,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
基本計画調査費	平成29年度	42,000 <sup>千円</sup>
中川口通船門整備費	平成29年度	280,000
ガーデンふ頭文化厚生施設整備費	平成29年度	74,000
金城ふ頭埋立調査費	平成29年度～平成30年度	132,000
金城ふ頭埋立整備費	平成29年度	5,000
中川口通船門補修費	平成29年度	18,000
ガーデンふ頭文化厚生施設補修費	平成29年度	218,000
飛島ふ頭施設撤去費	平成29年度	49,000
堀川口防潮水門整備費	平成29年度	163,000
中川口ポンプ所補修費	平成29年度	117,000
堀川口防潮水門補修費	平成29年度	78,000

第3表 組合債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共事業	3,107,000 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
コンテナ埠頭整備事業	225,000			
計	3,332,000			

## 平成28年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成28年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水族館振興基金収入		95,600 <sup>千円</sup>
	1 財産収入	108
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	70,472
	5 繰入金	25,000
2 海事文化振興基金収入		139,900
	1 財産収入	39
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	100,000
	5 繰入金	39,841
3 環境振興基金収入		6,000
	1 財産収入	69
	2 寄附金	20
	3 繰越金	20
	4 積戻金	5,891
歳 入	合 計	241,500

歳 出		金 額
款	項	
1 水族館振興基金		95,600 <sup>千円</sup>
	1 積立金	25,128
	2 繰出金	70,472
2 海事文化振興基金		139,900
	1 積立金	39,900
	2 繰出金	100,000
3 環境振興基金		6,000
	1 積立金	109
	2 繰出金	5,891
歳出合計		241,500

### 平成28年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 40棟	一般使用許可面積	平方メートル 86,111
		専用使用許可面積	平方メートル 39,186
	貯 木 場 8 か所	一般使用許可面積	平方メートル 346,250
		専用使用許可面積	平方メートル 995,430
	荷役機械 8基	貸付数	基 8
	施設の維持補修及び施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び上屋等整備工事	千円 508,370

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	施設運営事業	業 収 益	1,845,000千円
第1項	営 業	業 収 益	1,715,734千円
第2項	営 業 外	業 収 益	118,324千円
第3項	特 別	利 益	10,942千円
		支 出	
第1款	施設運営事業	業 費 用	1,870,000千円
第1項	営 業	業 費 用	1,717,095千円
第2項	営 業 外	業 費 用	45,020千円
第3項	特 別	損 失	97,885千円
第4項	予 備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額392,970千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

29,000千円及び過年度分損益勘定留保資金362,970千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	30千円
第1項	固 定 資 産 売 却 代 金	10千円
第2項	寄 附 金	10千円
第3項	そ の 他 資 本 的 収 入	10千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	393,000千円
第1項	建 設 改 良 費	392,400千円
第2項	固 定 資 産 購 入 費	600千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 354,694千円

### 平成28年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

埋立土量 330,400立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	埋 立 事 業 収 益	413,000千円
第1項	営 業 外 収 益	412,970千円
第2項	特 別 利 益	30千円
支 出		
第1款	埋 立 事 業 費 用	464,000千円
第1項	営 業 費 用	417,025千円
第2項	営 業 外 費 用	36,945千円
第3項	特 別 損 失	30千円
第4項	予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	3,854,000千円
第1項	埋 立 事 業 収 入	2,435,230千円
第2項	雑 収 入	448,235千円
第3項	貸 付 金 返 還 金	70,615千円
第4項	投 資 有 価 証 券 償 還 金 収 入	899,920千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	926,000千円
第1項	西 部 地 区 埋 立 事 業 費	667,800千円
第2項	南 5 区 埋 立 事 業 費	46,500千円
第3項	総 係 費	151,490千円
第4項	雑 支 出	60,210千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西部地区埋立整備費	平成29年度	82,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 356,001千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種類	名称	数量	処分の態様
	土地	西部地区内	29,500平方メートル	譲渡
	土地	西部地区内	21,800平方メートル	譲渡

### 名古屋港管理組合告示第16号

平成28年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成27年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。  
平成28年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 平成27年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成27年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ340,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,052,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

#### 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		9,571,216 <sup>千円</sup>	△ 268,350 <sup>千円</sup>	9,302,866 <sup>千円</sup>
	1 負担金	9,571,216	△ 268,350	9,302,866
2 使用料及び手数料		5,506,571	24,250	5,530,821
	1 使用料	5,506,561	24,250	5,530,811
3 国庫支出金		1,220,800	△ 139,900	1,080,900
	1 国庫負担金	1,220,800	△ 139,900	1,080,900
9 組合債		3,319,000	44,000	3,363,000
	1 組合債	3,319,000	44,000	3,363,000
歳入合計		29,392,000	△ 340,000	29,052,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 企 画 調 整 費		1,112,405 <sup>千円</sup>	2,300 <sup>千円</sup>	1,114,705 <sup>千円</sup>
	1 企 画 調 整 管 理 費	890,450	2,300	892,750
5 建 設 費		10,833,357	△ 233,273	10,600,084
	1 建 設 管 理 費	1,480,789	9,000	1,489,789
	2 整 備 費	9,352,568	△ 242,273	9,110,295
6 公 債 費		12,312,358	△ 109,027	12,203,331
	1 公 債 費	12,312,358	△ 109,027	12,203,331
歳 出 合 計		29,392,000	△ 340,000	29,052,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	金 額
5 建 設 費	2 整 備 費	空 見 ぶ 頭 岸 壁 補 修 費	127,509 <sup>千円</sup>
		海 域 環 境 創 造 ・ 自 然 再 生 等 交 付 金 事 業 費	7,800
		津 波 ・ 高 潮 危 機 管 理 対 策 交 付 金 事 業 費	12,100
		国 直 轄 事 業 港 湾 管 理 者 負 担 金	354,750

第3表 組合債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
公 共 事 業	3,107,000 <sup>千円</sup>	44,000 <sup>千円</sup>	3,151,000 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	3,319,000	44,000	3,363,000			

### 平成27年度名古屋港管理組合埋立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成27年度名古屋港管理組合埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成27年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算第3条に定めた収益的収入の第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に第1項 営業収益を加え、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 埋立事業収益	407,000千円	19,827,043千円	20,234,043千円
第1項 営業収益	－千円	19,827,043千円	19,827,043千円
	支	出	
第1款 埋立事業費用	471,000千円	18,332,606千円	18,803,606千円
第1項 営業費用	393,508千円	18,332,606千円	18,726,114千円

### 名古屋港管理組合告示第17号

次の法人は、名古屋港管理組合情報公開条例第27条で規定する本組合が出資する法人のうち管理者が規則で定めるものになくなったので、名古屋港管理組合情報公開条例施行規則第16条第1項の規定に基づく指定を外し、同条第2項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成28年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

法人の名称  
名古屋コンテナ埠頭株式会社

### 名古屋港管理組合告示第18号

平成18年名古屋港管理組合告示21号（名古屋港管理組合情報公開条例第17条に規定する写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。）の作成に要する費用の額）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

表文書等の項中「80円」を「50円」に改め、同表電磁的記録の項中「650メガバイト」を「700メガバイト」に、「150円」を「70円」に、改める。

### 名古屋港管理組合告示第19号

平成18年名古屋港管理組合告示36号（名古屋港管理組合個人情報保護条例第25条に規定する写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。）の作成に要する費用の額）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

表文書等の項中「80円」を「50円」に改め、同表電磁的記録の項中「650メガバイト」を「700メガバイト」に、「150円」を「70円」に、改める。

### 名古屋港管理組合告示第20号

平成27年名古屋港管理組合告示第40号で使用停止した次の港湾施設は、平成28年4月1日から使用を再開する。

平成28年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
中川運河堀止88号 (中川堀88)	4 <sup>級</sup>	名古屋市中川区運河通り	平方メートル 95	図による

(図は省略)

**名古屋港管理組合告示第21号**

平成28年名古屋港管理組合告示第2号で使用停止した次の港湾施設は、平成28年 3月26日から使用を再開した。

平成28年 4月 1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部N荷さばき地 (金城西N)	1 <sup>級</sup>	車両	81号岸壁隣接	平方メートル 1,833	区画 6

**名古屋港管理組合告示第22号**

次の港湾施設は、平成28年 2月 1日から廃止した。

平成28年 4月 1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 上屋附属詰所

区画を定めた上屋附属詰所

名 称 (括弧内は、その略称)	使用 区分	等級	位置	面積	構造	区 画		
						名称	位 置	面積
金城ふ頭 7号上屋 附属詰所 (金城 7号)	一般 使用	1 <sup>級</sup>	名古屋市 港区金城 ふ頭	200 平方メートル	鉄筋コンク リート造り	A	金城ふ頭 7号上屋内 1階中央部分	73 平方メートル
						B	金城ふ頭 7号上屋内 2階中央部分	36
						C	金城ふ頭 7号上屋内 2階中央部分	31
						D	金城ふ頭 7号上屋内 2階東部分	60

**名古屋港管理組合告示第23号**

平成27年名古屋港管理組合告示第34号で供用休止した名古屋港ポートビル施設は、次のとおり供用を再開した。

平成28年 4月 1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

- 再開対象施設  
ポートハウス
- 再開の理由  
ポートハウス屋根鉄骨トラス塗装等工事完了のため
- 再開年月日  
平成28年 3月19日

# 訓 令

## 訓令第一号

組合内一般

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程

(課の組織の分掌事務規程の一部改正)

**第一条** 課の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号リ中「建設部総合開発室」を「建設部総合開発課」に改め、同号ワ中「及び危機管理室」を削り、「課内他係」の下に「及び広報・にぎわい振興室」を加え、同条第四号を削り、同条に次の一項を加える。

2 広報・にぎわい振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 広報活動の企画に関する事。
- 二 広報資料の収集に関する事。
- 三 刊行物、映像等による名古屋港の普及宣伝に関する事。
- 四 報道機関との連絡に関する事。
- 五 庁外向けホームページの管理に関する事。
- 六 庁内広報紙に関する事。
- 七 名古屋港の観光事業の振興及び広報に関する事。
- 八 港湾利用者、県市民等の要望、相談等の処理及び連絡に関する事。
- 九 催事に関する事。
- 十 港務艇の運航管理に関する事。

第一条の次に次の一条を加える。

(危機管理課の組織及びその分掌事務)

**第一条の二** 総務部危機管理課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 危機管理係
  - イ 危機管理対策に係る企画及び実施の総合調整に関する事。
  - ロ 名古屋港管理組合防災計画に関する事。
  - ハ 名古屋港管理組合国民保護業務計画に関する事。
  - ニ 名古屋港保安規程に関する事。
  - ホ 防災会議及び災害対策本部に関する事。
  - ヘ 沿岸防災情報管理システムの運用管理に関する事。
  - ト 防災無線及び非常通信に関する事。
  - チ 名古屋港管理組合の休日を守る条例平成二年名古屋港管理組合条例第七号第二条第一項に規定する本組合の休日、夜間等における事故の初動活動に関する事。
  - リ 危機管理に係る関係機関との連絡調整に関する事。
  - ヌ 課内の庶務に関する事。

第六条第一号中トからシまでを削り、ソをトとし、ツをチとし、ネをリとし、同号ナ中「及び課内他係」を「並びに課内他係及び関連事業室」に改め、同号ナを同号ヌとし、同条に次の一項を加える。

2 関連事業室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 ガーテンふ頭内の施設管理の総合調整に関する事。
- 二 ガーテンふ頭内の港湾施設の管理及び運営に関する事(管財課管理第一係及び管理第二係並びに海務課海務係の主管に属することを除く)。
- 三 ガーテンふ頭内の係船岸壁における荷役作業に伴う規制に関する事。
- 四 ガーテンふ頭内の岸壁離着船舶の立会いに関する事。
- 五 ガーテンふ頭内の護岸、防波堤等の外郭施設及び臨港道路、橋りょう等の臨港交通施設並びに臨港緑地その他港湾の環境を整備又は保全するための施設の維持管理に関する事。
- 六 ガーテンふ頭内の観光文化施設の利用に係る動線管理の企画及び調整に関する事。
- 七 ガーテン緑園総合案内所の管理及び運営に関する事。
- 八 外郭団体の運営及び活動に係る調整に関する事(海務課海務係の主管に属することを除く)。
- 九 基金の管理に関する事。
- 十 名古屋港水族館、名古屋港ホトビル、名古屋港湾会館及び臨港緑地(管財課管理第一係及び管理第二係の主管に属するものを除く)の管理に関する事。
- 十一 海事思想普及施設の管理に関する事。

第八条第二号ハ中「外かく」を「外郭」に改め、同号ニ中「港営課庶務係」を「港営課関連事業室」に改める。

第九条第二号ヘ中「総務部総務課広報係」を「総務部総務課広報・にぎわい振興室」に改める。

第十条第一号ト中「総合開発室並びに」を削る。

第十一条を次のように改める。

(事業推進課の組織及びその分掌事務)

**第十一条** 建設部事業推進課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 事業推進係

- イ 名古屋港の開発整備に係る実施計画に関すること。
- ロ 海岸保全施設の整備に係る実施計画に関すること。
- ハ 埋立地の造成に係る実施計画に関すること。
- ニ 公有水面の埋立免許の取得に関すること。
- ホ 課内の庶務に関すること。

第十一条の次に次の一条を加える。

(総合開発課の組織及びその分掌事務)

**第十二条の二** 建設部総合開発課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 総合開発係
  - イ ガーデンふ頭の再開発及び金城ふ頭の開発の立案及び事業化の推進並びにこれらに伴う関係機関等との連絡調整、補償その他渉外に関すること。
  - ロ 中川運河再生計画に関すること(他部及び部内他課の主管に属することを除く。)
  - ハ 名古屋港管理組合本庁舎等整備事業に係る日本庁舎敷地活用事業及び旧港湾会館敷地活用事業に関すること(総務部総務課の主管に属することを除く。)
  - ニ 海浜に関する事業の調査研究その他渉外に関すること。
  - ホ 南五区(第二期計画)の事業化の推進、実施計画及び環境影響評価並びにこれらに伴う関係機関等との連絡調整、補償その他渉外に関すること。
  - ヘ 課内の庶務に関すること。

第十二条第一項第二号ハ中「並びに技術的保守点検の統轄」を削り、同号リ中「検査室」の下に「及び維持管理推進室」を加え、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

3 維持管理推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 港湾施設及び海岸保全施設の技術的保守点検の統轄に関すること。
- 二 港湾施設等の維持管理に係る計画に関すること。

(名古屋港管理組合公印取扱規程の一部改正)

**第二条** 名古屋港管理組合公印取扱規程(昭和三十六年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「同規則第七条に規定する総務部危機管理室及び同規則第十八条に規定する建設部総合開発室」を削る。

別表中	担当部長印	同	
-----	-------	---	--

総務部危機管理監印	総務部危機管理課長
担当部長印	部の庶務担当課の長及び企画調整室担当課長(調整担当)

に改める。

(工事施行規程の一部改正)

**第三条** 工事施行規程(昭和三十九年訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「理事」の下に「総務部危機管理監」を加える。

(名古屋港管理組合監察規程の一部改正)

**第四条** 名古屋港管理組合監察規程(昭和四十年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項及び第四項中「理事」の下に「総務部危機管理監」を加える。

(名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正)

**第五条** 名古屋港管理組合事務決裁規程(昭和四十年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 危機管理監 規則別表第二の二に掲げる総務部危機管理監をいう。

第三条第十号及び第十一の二号中「理事」の下に「危機管理監」を加える。

第四条第六項中「担当部長」を「危機管理監及び担当部長」に改め、同条第九項中「総務部担当課長(広報担当)」を「総務部担当課長(広報・にぎわい振興担当)」に改める。

第七条第一項及び第三項中「理事」の下に「危機管理監」を加え、同条第四項中「室、」及び「(総務部危機管理室及び建設部総合開発室を含む。次項において同じ。)」を削り、同条第五項中「室、」を削る。

別表第一(共通事務)の表専任副管理者専決事項の欄第九号及び第十一号中「理事」の下に「危機管理監」を加え、同欄中第二十六号を第二十七号とし、第二十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 軽易な不服申立てに関すること。

別表第一(共通事務)の表部長及び室長専決事項の欄第九号中「理事」の下に「危機管理監」を加える。

別表第一の二(共通事務)の表担当部長専決事項の欄中「担当部長」を「危機管理監及び担当部長」に改める。

別表第二(個別事務)の表二総務部の表総務課の項中「不服申立て及び」を削り、同表職員課の項中「理事」の下に「危機管理監」を加える。

別表第二（個別事務）の表二の二総務部の表中「総務部担当課長（広報担当）」を「総務部担当課長（広報・にぎわい振興担当）」に改める。

（事務改善委員会規程の一部改正）

**第六条** 事務改善委員会規程（昭和四十年訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「理事」の下に「総務部危機管理監」を加える。

（土地貸付審査委員会規程の一部改正）

**第七条** 土地貸付審査委員会規程（昭和四十五年訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「企画調整室担当課長（計画担当）及び企画調整室担当課長（事業担当）」を「及び企画調整室担当課長（計画担当）」に改め、同項第四号中「建設部管理課長」の下に「及び建設部事業推進課長」を加える。

（被服貸与規程の一部改正）

**第八条** 被服貸与規程（昭和四十六年訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表類別第十号中「建設部技術管理課（雑草管理担当）」を「建設部技術管理課雑草管理推進課」に改め、同表類別第十四号中「総務部危機管理課」を「総務部危機管理課」に改める。

（名古屋港管理組合職員衛生管理規程の一部改正）

**第九条** 名古屋港管理組合職員衛生管理規程（昭和五十年訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表八の項中「（総務部危機管理室及び建設部総合開発室を含む。）」及び「（建設部総合開発室にあつては建設部総合開発室担当課長（再開発担当）に限る。）」を削る。

（指名業者審査委員会規程の一部改正）

**第十条** 指名業者審査委員会規程（昭和五十一年訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「企画調整室担当課長（事業担当）」を「企画調整室担当課長（環境担当）」に改める。

（事務所規程の一部改正）

**第十一条** 事務所規程（平成八年訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「総務部危機管理室」を「総務部危機管理課」に改める。

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

（事務所の組織の分掌事務規程の一部改正）

**第十二条** 事務所の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「総務部危機管理室」を「総務部危機管理課」に改める。

第二条第一号中ロを削り、ハをロとし、同号二中「ハ」を「ロ」に改め、同号二を同号ハとし、同号ホからヲまでを同号二からルまでとする。

#### 附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓令第二号

組合内一般

名古屋港管理組合行政文書管理規程（平成二十一年訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

第二条第四号中「同規則第七条に規定する総務部危機管理室及び同規則第十八条に規定する建設部総合開発室」を削り、同条第五号中「企画調整室担当課長（環境担当）、企画調整室担当課長（事業担当）、総務部危機管理室担当課長（防災・危機管理担当）及び建設部総合開発室担当課長（再開発担当）」を「及び企画調整室担当課長（環境担当）」に改める。

第二十一条中「部長、室長、理事、担当部長、次長、参事、課長、担当課長、課長補佐、主幹、係長、担当係長及び主査」を「職員」に改める。

第四十二条第四項第三号中「決定」を「裁決」に改める。

別記二九(一)中 「副管理者名、部長名、室長名、担当部長名、参事名、課長名又は担当課長名」を 「副管理者名、部長名、室長名、理事名、総務部危機管理監名、担当部長名、参事名、課長名、事務所長名又は担当課長名」に改める。

別記二九(二)中 「副管理者、部長、室長、担当部長、参事、課長又は担当課長」を 「副管理者、部長、室長、理事、総務部危機管理監、担当部長、参事、課長、事務所長又は担当課長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつて、この訓令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合

